

令和7年度 保育所等（2・3号認定）保育料表

| 入所児童の属する世帯の階層区分 |                                                                        |                                  | 徴収金基準額(月額)                    |                               |        |        |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------|--------|
| 階層              | 定 義                                                                    |                                  | 3歳未満児                         |                               | 3歳以上児  |        |
|                 |                                                                        |                                  | 保育標準時間                        | 保育短時間                         | 保育標準時間 | 保育短時間  |
| 第1              | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 |                                  | 円<br>0                        | 円<br>0                        | 円<br>0 | 円<br>0 |
| 第2-1            | 令和7年度<br>(4月～8月は、令和6年度)                                                | ★ひとり親世帯等★                        | 0                             | 0                             | 0      | 0      |
| 第2              | 市町村民税非課税世帯                                                             | ひとり親世帯等以外の世帯                     | 0                             | 0                             | 0      | 0      |
| 第3-1            | 令和7年度<br>(4月～8月は、令和6年度)<br>市町村民税課税世帯                                   | ★ひとり親世帯等★<br>所得割課税額<br>48,600円未満 | 9,000<br>( 0 )<br>< 0 >       | 9,000<br>( 0 )<br>< 0 >       | 0      | 0      |
| 第3              |                                                                        | 所得割課税額<br>48,600円未満              | 19,500<br>( 9,750 )<br>< 0 >  | 19,300<br>( 9,650 )<br>< 0 >  |        |        |
| 第4-1            |                                                                        | ★ひとり親世帯等★<br>所得割課税額<br>77,101円未満 | 9,000<br>( 0 )<br>< 0 >       | 9,000<br>( 0 )<br>< 0 >       |        |        |
| 第4              |                                                                        | 所得割課税額<br>97,000円未満              | 30,000<br>( 15,000 )<br>< 0 > | 29,600<br>( 14,800 )<br>< 0 > |        |        |
| 第5              |                                                                        | 所得割課税額<br>169,000円未満             | 44,500<br>( 22,250 )<br>< 0 > | 43,900<br>( 21,950 )<br>< 0 > |        |        |
| 第6              |                                                                        | 所得割課税額<br>301,000円未満             | 61,000<br>( 30,500 )<br>< 0 > | 60,100<br>( 30,050 )<br>< 0 > |        |        |
| 第7              |                                                                        | 所得割課税額<br>397,000円未満             | 80,000<br>( 40,000 )<br>< 0 > | 78,800<br>( 39,400 )<br>< 0 > |        |        |
| 第8              |                                                                        | 所得割課税額<br>397,000円以上             | 97,080<br>( 48,540 )<br>< 0 > | 95,580<br>( 47,790 )<br>< 0 > |        |        |

※表中の所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除を受ける場合、その控除を受ける前の税額となります。

| 対象となる期間      | 令和7年4月～令和7年8月分                     | 令和7年9月～令和8年8月分                     |
|--------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 階層決定の対象とする税額 | 令和6年度<br>市町村民税額<br>※令和5年中の所得に対する課税 | 令和7年度<br>市町村民税額<br>※令和6年中の所得に対する課税 |

備考

- 1 令和7年4月1日現在の入所児童の年齢により、保育料を算定します。  
【例】5月25日で満3歳になる児童が6月1日から入所した場合  
4月1日現在では2歳児ですので、保育料は3歳未満児として計算します。
- 2 上表の金額が、保育料の月額となります。  
同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の保育料は、次のとおりとなります。  
また、**多子世帯の軽減**として、**市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯**については、**小学校以上の子も含め、最年長の子から順に第1子、第2子…とみなして算定します。ただし、上の子の年齢や勤務状況により、生計を一とすると認められない場合は、軽減対象外となります。**  
① 第1子……上段の金額      ② 第2子……( )の金額      ③ 第3子以降……< >の金額  
なお、同一世帯から2人以上の小学校就学始期に達するまでの児童が保育所、幼稚園、認定こども園、届出保育施設、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合も算定対象人数に含めます。
- 3 ひとり親世帯等(障がい者世帯を含む)の認定については、国が別に示した基準どおりとします。  
また、**ひとり親世帯等の軽減**として、**市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯**については、**小学校以上の子も含め、最年長の子から順に第1子、第2子…とみなして算定します。ただし、上の子の年齢や勤務状況により、生計を一とすると認められない場合は、軽減対象外となります。**
- 4 保育料は、原則、口座振替での納入をお願いいたします。毎月26日(休日の場合は翌営業日)にご指定の口座から振替となりますので、前日までに残高の確認をお願いします。納付書での納入の場合は、毎月20日頃に納付書を郵送しますので、そちらを使用してお支払いください。

その他

- ① 月途中での入退所の場合は、所定の計算方法により日割りとなります。
- ② 世帯の状況に変更があった場合、年度の途中で保育料が変わることがありますので、その際は早めに市役所保育児童課までご連絡下さい。
- ③ 修正申告等に伴い市町村民税額に変更があった場合は、保育料が変わることがあります。その際は早めに市役所保育児童課までご連絡ください。
- ④ 市町村民税の確認ができない(未申告または課税証明書未提出等)ときは、暫定的に高額 of 保育料を設定することがあります。
- ⑤ 保育所をお休みした場合も、保育料に変更はありません。
- ⑥ 納期限までに保育料の納入がない場合、児童手当法の規定による特別徴収(児童手当について、保育料滞納分を差し引いて振込)を行う場合があります。
- ⑦ 前年に比べ著しく所得の見込額が減少し、支払いが困難である場合は減免制度の対象となる場合があります。詳しくはお尋ねください。